

自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人らについて、中間指針第五次追補第3記載の自主的避難等に係る損害（既払金を控除した額）のほか、業者の都合で平成26年1月になってから実施した自宅建物の除染について、申立人が実際に支払った費用（税抜）から除染と関係のない作業部分の金額を控除した残額に、原発事故の影響割合として認定した6割を乗じ、更に消費税相当額を加えた金額を、原発事故と相当因果関係のある損害として認めた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、及び同X2（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

- (1) 精神的損害、生活費増加費用及び移動費用
- (2) 除染費用

2 期間

- (1) 上記(1)について
平成23年3月11日から同年12月末日まで
- (2) 上記(2)について
平成26年1月1日から同月31日まで

第2 和解金額

被申立人は、第1の1項記載の損害項目（第1の2項所定の期間に限る。）についての和解金として、申立人らに対し、金1,000,000円の支払義務があることを認める。

(内訳)

- | | |
|-------------------------|-----------|
| (1) 精神的損害、生活費増加費用及び移動費用 | 金400,000円 |
| (2) 除染費用 | 金600,000円 |

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2(1)記載の金員のうち、金240,000円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 除染費用に係る条項

1 除染費用を裏付ける領収書原本の授受及びその返還

(1) 申立人らは、被申立人に対し、第1の1項(2)記載の除染費用(第1の2項(2)記載の期間に係る除染費用)に関する領収書の原本を交付し、被申立人はこれを受領した。

(2) 被申立人は、第1の1項(2)記載の除染費用(ただし、第1の2項(2)記載の期間に限る。)に関し、本和解に伴い受領した領収書原本上に、被申立人が申立人らに対し同領収書金額のうち一部の支払いをした旨及び支払金額を記載した後、申立人らに対し、同領収書原本を返還する。

2 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人らは、被申立人に対し、第1の1項(2)記載の除染費用(同項記載の期間に係る除染費用。ただし、第1の2項(2)記載の期間に限る。)に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

3 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人らが第1の1項(2)記載の損害項目(第1の2項(2)記載の期間に係る除染費用)について被申立人から支払いを受けた事実を証するため必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲内で提供することができる。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第7 清算

申立人らと被申立人は、第1の1項記載の損害項目(第1の2項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年8月29日

(仲介委員 森 哲也)